

第2回臨時町議会

令和2年第2回臨時町議会が、5月8日に開会され、令和2年度補正予算2件、条例改正など6件の議案が原案どおり可決されました。

□各会計の補正予算
一般会計は、歳入歳出の予算に5億3,878万8,000円を追加し、予算の総額を48億6,708万6,000円としました。
国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算に100万円を追加し、予算の総額を8億4,190万円としました。

□条例の制定及び改正
・町税条例等の一部改正について
・国民健康保険条例の一部改正について
・訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
□財産の取得について
スクールバス2台、学校給食センター配送車の取得について可決しました。



コミュニティ助成事業で草刈機を購入

豊坂実践会では、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により草刈機16台などを整備しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、一斉草刈り作業が効率的にかつ迅速に行われ、より一層コミュニティ活動が活発になることが期待されます。



家庭での火災予防対策

近年、電気火災が多発しています。予防するためにもご家庭のコンセントや電気コードの確認をお願いします。

また、火災の逃げ遅れを防ぐために設置している住宅用火災警報器の点検をお願いします。

■電気火災を防ぐには

- ・コンセントや差し込みプラグは、ほこりがたまらないようにきれいに保ちましょう
- ・タコ足配線はやめましょう
- ・電気コードを家具などの下敷きしないように

うにしましょう

- ・電気コードを引っ張らないようにしましょう。束ねたり、ねじれたままの状態で使用しないようにしましょう

■住宅用火災警報器

- ・住宅用火災警報器にほこりがついていないか確認しましょう
- ・汚れが目立つときは、乾いた布で拭き取りましょう

※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しない恐れがあります。10年を目安に交換しましょう。



危険物安全週間 6月7日～13日

推進標語「訓練で 確かな信頼 積み重ね」

危険物安全週間とは、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、皆さんの危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることとしたものです。

※危険物とは、私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

危険物取扱者試験・消防設備士試験を中止

6月7日(日)に実施予定の危険物取扱者試験・消防設備士試験は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止することとしました。

なお、7月以降の試験につきましても、変更が生じる可能性がありますので、最新の情報を確認いただくようお願いします。

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

国民健康保険税のお知らせ

○課税限度額の改正

条例改正により、令和2年度から医療分および介護分の課税限度額を次のとおり改正しました。

	平成31年度	令和2年度
医療保険分(対象:75歳未満の方全員)	610,000円	630,000円
後期高齢者支援金分(対象:75歳未満の方全員)	190,000円	190,000円
介護納付金分(対象:40歳以上～60歳未満の方)	160,000円	170,000円

○軽減の拡充

低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割・平等割の5割・2割軽減を拡充しました。

平成31年度まで		令和2年度から	
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	所得が次の金額以下の世帯	
7割軽減	所得額合計が33万円以下	所得額合計が33万円以下	【改正なし】
5割軽減	所得額合計が33万円+28万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	所得額合計が33万円+28万5,000円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	
2割軽減	所得額合計が33万円+51万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	所得額合計が33万円+52万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)	

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではありません)

○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場1階窓口1番)